

■指針について

Q. 「消化器外科領域ロボット支援内視鏡手術導入に関する指針（2023年3月）」の(B)施設条件に「2.ロボット支援内視鏡手術を独立したチームとして始めるためには、チーム内に日本内視鏡外科学会技術認定取得者がいること」とありますが、臓器や領域が異なる技術認定取得者でもよいのでしょうか。また、非常勤医師でもよいのでしょうか。

A. 本会の「消化器・一般外科領域」で認定の技術認定取得者は、取得臓器にかかわらず、「技術認定取得者」に該当します。「消化器外科領域ロボット支援内視鏡手術導入に関する指針」は、消化器外科領域の指針となりますため、泌尿器科や産科婦人科領域などの他の領域の本会技術認定取得者は該当いたしません。また、非常勤ではなく常勤の医師となります。

このほか、指針の内容についてのお問い合わせは、メールにて事務局までお問い合わせください。

E-mail : info-jses@convention.co.jp

なお、肝胆膵外科領域については、日本肝胆膵外科学会の指針を優先することになっておりますのでそちらにお問い合わせください。

*ロボット支援手術検討委員会にて確認させていただきますので、ご回答にお時間をいただくこともございます。ご了承ください。

■施設登録について

Q. 施設登録の診療科責任者は、会員である必要はありますか。

A. JSES 会員である必要はございません。ロボット支援手術の症例登録について、何らかの問合せが必要となった際にはご連絡させていただきます。

Q. 施設登録の診療科責任者は、教授であることが望ましいですか。

A. 症例登録について、責任をもっていたただける方であれば教授である必要はございません。

Q. 当院の施設登録状況が分かりません。

A. メールにて事務局までお問い合わせください。

E-mail : info-jses@convention.co.jp

Q. 施設登録をしましたが、請求が来ません。

A. 施設登録だけでは、登録料はかかりません。NCDへ症例登録を行われましたら、ご請求させていただきます。本年1月から12月の期間で症例登録をされた場合、翌年5月以降にご請求となります。臓器ごとの登録状況を確認し、1臓器につき年に1回5万円の請求

となります。

Q. 施設登録料の請求書が届きましたが、請求のない臓器があります。

A. 1月から12月の間でNCDに登録された症例登録の情報をもとに翌年5月以降に請求書を送付いたします。その期間内に症例登録のなかった臓器は請求対象となりません。

Q. 消化器外科の胃・直腸で施設登録を既に行っています。膵切除で施設登録は必要ですか。

A. 新しい臓器の場合は、施設登録をお願いします。既にご登録された登録内容に変更がありましたら、施設登録のフォームより事務局までお知らせください。

Q. 婦人科領域で症例登録を考えています。日本内視鏡外科学会の会員ではないのですが、施設登録および登録料の支払いは必要になりますか。

A. 症例登録は、日本内視鏡外科学会会員・非会員を問わず必要となりますので、遵守をお願いいたします。会員・非会員を問わず、後日、日本内視鏡外科学会より請求書を送付いたします。

Q. 婦人科領域で症例登録をしましたが、施設登録を忘れてしまいました。日本内視鏡外科学会の会員ではありませんが、後から連絡が来るのでしょうか。

A. 施設登録をお忘れでも、症例登録をされた場合は、日本内視鏡外科学会より、請求書を送付いたします。その際、改めて施設登録のお願いのご連絡をさせていただきます。

■術前症例登録について

Q. ロボット支援下肝部分切除を行う際のNCD登録に関して、術前登録と術後登録の両方が必要でしょうか。

A. ロボット支援下肝切除につきましては、すべての術式で術前登録・術後登録の両方が必要です。

なお、食道・胃・大腸・膵臓・婦人科領域においては2023年からNCD症例登録が術後登録のみとなりましたので術前登録は不要です。

Q. 術前症例登録を忘れてしまった場合は、どうしたらよいでしょうか。

A. 本来は、遡り登録は不可です（別途、遡り登録可能期間を設けている場合は例外）。手術日当日までに必ず術前症例登録を完了してください。万が一、術前症例登録をお忘れの場合は、NCDへ問い合わせ、ご相談ください。

※術前症例登録を失念された施設様で、何度も続くような場合は、個別に施設診療科責任者様へ注意喚起のご連絡をさせていただく事もございますので、ご注意ください。

■プロクター認定制度申請について

Q. 推薦者は、プロクター認定されている先生に署名いただくのでしょうか。

A. 推薦者の資格ですが、プロクター認定資格の取得の有無は問いません。
先生のロボット支援手術について、責任をもって推薦いただけるお立場の方であれば問題ありません。また、ロボット支援手術をされていない上長の方でも問題ありません。

Q. プロクター認定制度の申請書を提出しました。いつ認定されますか。

A. 申請受付期間および結果通知時期

3月～7月頃までの申請分：10月頃に通知

8月～10月頃までの申請分：1月頃に通知

11月～2月頃までの申請分：5月頃に通知

※受付期間および通知時期は、理事会が4月中旬/9月中旬/12月中旬に開催される場合の予定であり、実際には各年度によって異なりますので、ご注意ください。

※申請方法の詳細は手引きをご参照ください。